

# 10月は浄化槽月間です 浄化槽の維持管理を 正しく行いましょう

問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)



浄化槽は、トイレの排水や生活雑排水を微生物を利用してきれいにしています。臭の発生や放流水の水質悪化など、環境汚染の原因にもなります。浄化槽を設置・管理している人は、法律で次のことが義務付けられています。

## ① 保守点検

装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充などを行います。家庭用の浄化槽では、年3回以上の実施が必要です。

## ② 清掃

微生物の働きによって生じた汚泥などを槽外へ引き抜き、装置や機械類の洗浄を行います。家庭用の浄化槽では、種類によって異なりますが、少なくとも年1回以上の清掃が必要です。

## ③ 法定検査

法定検査には、使用開始後の7条検査と年1回の定期検査である11条検査の2

種類があります。外観、水質、書類の3つの項目の検査を行うので、保守点検・清掃の記録は3年間保存してください。検査は、県知事が指定する機関が行います。※本年度は効率化検査です。

**▽7条検査**  
浄化槽が適正に設置されたか、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認します。

**▽11条検査**  
浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを判断します。

**各種手続きを忘れずに行いましょう**  
浄化槽の管理者を変更する場合や、下水道に接続するなどして浄化槽を廃止した場合は、各種届出書を環境整備課に提出してください。届出書は、市のホームページにあります。



## ◎ 法定検査

検査の種類	対象	頻度	検査機関
7条検査 (設置後の検査)	全ての浄化槽	初回のみ	(公社) 広島県環境保全センター (☎082-849-6411)
11条検査 (定期検査)	11人槽以上	年1回	
	10人槽以下	ガイドライン検査 5年に1回 効率化検査 5年に4回	(公社) 広島県浄化槽協会 (☎082-569-5540)

## 平日も

### マイナンバーカードの申請を受け付けます

申請は一人当たり約10分。写真も無料で撮影します。

#### とき・ところ

▷ 市民課 8時30分～17時  
※木曜日は18時45分まで  
▷ 上下支所 8時30分～17時

**申し込み期限** 2日前まで  
**持参するもの**

本人確認書類、通知カード、お持ちの人は住民基本台帳カード

#### 申し込み・問い合わせ先

市民課 (☎43-7127)、  
上下支所 (☎62-2114)

### 10月9日(土)・10日(日)は マイナンバーカードの 申請も受け取りもできます

**とき** 9時～13時

**ところ** 市民課

#### 申し込み期限

上下町の人…10月7日(木)、  
上下町以外の人…10月8日(金)

#### 申し込み・問い合わせ先

市民課 (☎43-7127)

**とき** 12月1日(水)～4日(土)

※受け付けは8時30分～11時。

**ところ** リ・フレ

#### 健診項目

▷健康診査・後期高齢者健康診査 ▷胃がん検診 ▷大腸がん検診 ▷肺がん検診 ▷肝炎ウイルス検診 ▷乳がん検診(乳腺エコー、マンモグラフィ1方向、マンモグラフィ2方向) ▷子宮頸がん検診 ▷骨粗しょう症検診 ▷前立腺がん検診  
※70歳以上の方は、無料で受診できます。また、非課税世帯などは、料金が減額される場合もあります。詳しくは、健康推進課に問い合わせてください。

#### 持参するもの

健康保険証  
※4月1日現在、40歳以上75歳未満で健康診査を受診する人は、各医療保険者発行の受診券が必要。

**申し込み方法** 集団健診予約専用コールセンター (☎0120-489-422) または予約専用WEBサイト

**申し込み期限** 10月29日(金)

**問い合わせ先** 健康推進課元気づくり係 (リ・フレ内・☎47-1310)、健康づくり係 (上下保健センター内・☎62-2231)

集団健診の申し込みは  
**10月29日(金)まで!**



予約専用  
WEBサイト

新型コロナウイルス感染症の状況により、延期や中止となる場合があります。